

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

制定 平成26年 4月 1日

改定 平成31年 4月 1日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人大樹生命厚生財団（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤役員等とは、役員等のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分するものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費交通費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、非常勤役員等には給与、賞与並びに退職慰労金を支給しない。ただし、非常勤理事及び監事及び評議員の報酬の額は、理事会、評議員会への出席一回につき、また、監事の監査実施一回につき、別表の会議謝金等を支給することができる。

2 常勤理事には、評議員会の決議により、別表の範囲内の金額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤理事の報酬は、毎月一定の日に支払うものとし、その支給に関する詳細は、職員の例に準ずるものとする。

- 2 非常勤理事、監事及び評議員の報酬は、支払うべき事由の発生した日が属する月の翌月の月末までに支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

(費用の支給)

第5条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

下記費用項目については、いずれも実費を支給するものとする。

- (1)通勤手当
- (2)旅費交通費、宿泊費
- (3)その他の手数料等費用

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬並びに費用の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表)

(1)常勤理事に対する報酬等（月額報酬、賞与並びに退職慰労金）

報酬等（月額報酬、賞与）の年間合計額の上限を2,000万円とする。

また、退職慰労金は支給しない。

(2)非常勤役員等に対する会議謝金等

1) 理事会、評議員会出席一回当たり2万円（税込額）とする。

2) 理事会、評議員会で議長を行う場合、および議事録への記名・押印を行う場合は、上記会議謝金に1万円（税込額）以内の金額で追加することができる。

3) 監事の監事監査については、一回当たり2万円(税込額)とする。